

令和元年度 私立大学等改革総合支援事業調査票 (タイプ1・2・3 (地域連携型)・4)

タイプ1「特色ある教育の展開」 (89点満点)

1. 教育の質向上

- | | |
|--|----|
| ① 学長を中心とした、副学長・学長補佐、学部長及び専門的な支援スタッフ等からなる全学的な教学マネジメントの体制において、IR情報を利用した教育課程の適切性等についての検証を行っていますか。 | |
| 1 検証している。 | 2点 |
| 2 検証していない。 | 0点 |

要件等： この設問における「全学的な教学マネジメントの体制」とは、次のアからオのすべてを満たすものとする。

ア 構成員として、少なくとも、以下の(1)～(3)に相当する者をすべて含むもの。

(1)学長（又は教学担当副学長に相当する職）

(2)半数以上の学部等の学部長（短期大学・高等専門学校にあっては学科長等の各学科の校務をつかさどる者）ただし、単科大学等の場合で、学部長に相当する職の者がいないもの（または学長が学部長を兼務しているもの）は、学長の出席で可とする（全学部長の出席とみなす）。

(3)専門的な支援スタッフ（教育課程の編成に関する全学的な方針の策定について広い見識のある者。教員・職員及び常勤・非常勤の別は問わない）

イ 全学部等の教育活動を対象として活動するもの。

ウ 当該組織の目的として教育課程の編成に関する全学的な方針の策定、検証、評価等を行う組織であることが学内規程等に記載されていること。教育課程の編成を目的としない組織は不可とする。

エ 会議資料・議事録など何らかの文書により、活動内容が客観的に確認できるもの。

オ 令和元（平成31）年度の教育課程編成にあたり、平成31年4月1日までに2回以上の開催実績があることを前提とし、かつそのうち1回以上、IR情報を利用した教育課程（カリキュラム等）の適切性等について検証を行っているもの。令和元（平成31）年度の教育課程編成に係る内容であることが明確であれば、実施時期が遡るものも含む。

本設問でいうIR情報とは、学修時間・学修実態、授業評価結果、学修成果、資格取得等実績、就職等進路にかかる実績及び卒業生に対する調査結果等とする。

基準時点： 平成31年4月1日現在

根拠資料： 組織規程、発令簿、会議資料、議事録等

② 大学等におけるIR機能強化を図るため、IR担当教職員をIRの企画や実施方法等に関する研修会に派遣するなどしていますか。

- | | | |
|---|------------------------------|----|
| 1 | IRに関する外部研修会に講師等として派遣した実績がある。 | 4点 |
| 2 | 定期的に受講させており、受講した実績がある。 | 2点 |
| 3 | 定期的ではないが、受講した実績がある。 | 1点 |
| 4 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： この設問における「IR」とは、学修時間・教育の成果等に関する情報の収集・分析を必須とし、大学等が自ら置かれている客観的な状況を収集・分析するだけでなく、内外に対して必要な情報を提供する活動等を含む。ただし、単に入試や大学・法人の経営に関する情報の収集・分析は該当しない。

「IR担当教職員」は、組織規程等でIR業務を行うことが定められている部署（委員会のみの場合を除く）に配置され、当該大学等のIR業務を担当している専任の教員又は職員とする。

選択肢「1」については、IR担当教職員が高度な専門性を有しており、当該大学等における成果の発信・普及の一環として当該大学等以外が主催するIRに関する研修会等に講師等として基準時点内に派遣した実績がある場合とする。

選択肢「2」及び「3」の場合は、いずれも基準時点内に実績があるものとし、「2」については、定期的に受講させることを機関決定しているものとする。なお、本設問における「受講」については学外の組織が主催、実施するものに限らず、当該大学等が主催・共催する研修会等を含むものとする。

基準時点： 平成30年9月1日～令和元年9月30日

根拠資料： 組織規程、組織図、職員配置表、依頼文、研修報告書等

③ 学生の課程全体を通じた成長実感・満足度等について測定するため、卒業時のアンケート調査等を実施し、調査分析結果について公表していますか。

- | | | |
|---|------------------------------------|----|
| 1 | 卒業生に対し80%以上の回収率で実施し、調査分析結果を公表している。 | 3点 |
| 2 | 卒業生に対し50%以上の回収率で実施し、調査分析結果を公表している。 | 1点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 平成30年度の学部等卒業生に対して、卒業時又は卒業見込みの段階で実施した、学生の課程全体を通じた成長実感・満足度等に関するアンケート調査、インタビュー等を対象とし、回収率については、平成30年度の全学部等（本設問については募集停止学部等を含む。通信教育課程は除く。）の全卒業生のうちの、アンケート調査等回答者数の割合とする。インタビューの場合、インタビュー対象者や個別の内容が確認できない場合は該当しない。

分析結果については、ホームページ等を通じて広く一般に公表していること。ただし、公表が基準時点に間に合わない場合は、本年度内の公表が機関決定されていること。なお、その際、過年度との比較など、比較可能な形式による公表が望ましい。

基準時点： 平成30年4月1日～令和元年9月30日

根拠資料： 実施要領、規程、アンケート集計結果、ホームページ等の写し等

④ 以下のア～カのいずれかの要素を含むアクティブ・ラーニング型の科目を開講していますか。

ア PBL（課題解決型学習）

イ 反転授業（知識習得の要素を授業外に済ませ、知識確認等の要素を教室で行う授業形態）

ウ ディスカッション、ディベート

エ グループワーク

オ プレゼンテーション

カ 実習、フィールドワーク

- | | |
|--------------------|----|
| 1 当該年度開講科目のうち50%以上 | 3点 |
| 2 当該年度開講科目のうち30%以上 | 2点 |
| 3 当該年度開講科目のうち10%以上 | 1点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： ア～カに相当する内容について、令和元（平成31）年度に使用するシラバス等において学生に対し明示していること。シラバス等で明示していないものは該当しない。ア～カの複数の要素を組み合わせる科目も1つとして数える。

学部等（募集停止学部等、大学院の研究科、通信教育課程を除く。）の令和元年度全開講科目（卒業単位に含められる正課の授業科目）のうち、ア～カを行うことを明示しているものの割合とする。

単一の科目について、複数の担当教員で実施する場合などで、シラバス等を個別に分けて作成している場合、当該科目で開講しているもののうち1つ以上が該当する場合に算入できるものとする。

本設問における「開講」は、シラバス等に記載があり、かつ、当該年度に行うことを前提として、学生の履修登録の対象となる科目とする。そのため、シラバス等で隔年開講や当年度休講と記載があり、当該年度に履修登録を行わないものは含まない。また、募集停止学部等において設定しているものについても対象から除くこと。ただし、履修登録の結果、履修者がおらず、授業を行わなかったものは含めるものとする。

基準時点： 令和元年度開講科目

根拠資料： シラバス等

⑤ 情報リテラシーに関する科目を開講していますか。

- | | |
|---|----|
| 1 全学部等において必修科目として開講している。 | 2点 |
| 2 全学部等において選択科目として開講している
又は一部の学部等において必修科目として開講している。 | 1点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 本設問における「情報リテラシーに関する科目」とは、授業全体を通して学生に対して情報活用能力を養成する教育を行うものであり、具体的には、情報モラ

ルに関する教育や、課題解決のために必要な情報を探索するもの（図書館利用法・文献探索・データベース活用法等）、情報を分析評価し整理するもの（情報処理、情報整理法等）、情報のアウトプットに関するもの（レポート・論文の書き方、プレゼンテーション技法等）等を指す。ただし、ICTを活用した情報分析等の要素を含む内容であることがシラバス等で明記されていること。

「全学部等において選択科目として開講している」の場合は、全学部等において開講し、通常の手続きにより履修可能なものであること（全学共通科目や学部等横断プログラム等を含む）。

本設問における「開講」は、シラバス等に記載があり、かつ、当該年度に行うことを前提として、学生の履修登録の対象となる科目とする。そのため、シラバス等で隔年開講や当年度休講と記載があり、当該年度に履修登録を行わないものは含まない。また、募集停止学部等において設定しているものについても対象から除くこと。ただし、履修登録の結果、履修者がおらず、授業を行わなかったものは含めるものとする。

基準時点： 令和元年度開講科目

根拠資料： シラバス等

- | | |
|-------------------------------------|----|
| ⑥ ICTを活用した双方向型授業や自主学習支援などを実施していますか。 | |
| 1 双方向型授業及び自主学習支援の双方を実施している。 | 3点 |
| 2 双方向型授業又は自主学習支援のいずれかを実施している。 | 1点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： クリッカー、タブレット端末等を活用した双方向型授業の実施の場合、その旨がシラバス等において学生に対して明示されていること。自主学習支援の場合には、単に教材の貸し出し等でなく、eラーニングなど大学等が何らかの方法で学生の学習状況（アクセス状況等を含む）を把握していること。

基準時点： 平成30年9月1日～令和元年9月30日

根拠資料： シラバス、双方向型授業に関する案内文、学習支援内容がわかる資料等

- | | |
|---|----|
| ⑦ 成績評価において全学部等でGPA制度を導入するとともに、以下のア～エのいずれかの基準として用いていますか。 | |
| ア 成績不振者に対する個別学修指導の実施 | |
| イ 進級判定又は卒業判定 | |
| ウ 授業科目履修者に求められる成績水準の設定 | |
| エ 教員間もしくは授業科目間の成績評価基準の平準化 | |
| 1 全て実施している。 | 3点 |
| 2 アを含む3つについて実施している。 | 2点 |
| 3 アを含む2つについて実施している。 | 1点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 本設問では、GPA制度について、全学部等で導入していること。
 成績評価にあたっては、成績評価基準を定め、成績の分布状況の把握を行うなど、適切に成績管理を実施していること。また、成績評価基準及びGPA制度の内容については、教員及び学生に周知されていることを前提とする。
 成績評価基準とは、成績評価を客観的に行うために、学修成果の評価に関して定める学内の基準。例えば、「特に優れている（GP：5）」という評価を得るには、試験による成績が90点以上、あるいは成績最上位20%程度であるなど。
 ア・イについては、一部の学部等における実施でも構わないが、少なくとも学部等の単位で取り組んでいること。ウ・エについては、組織的に実施している場合であれば、一部の科目等における実施でも構わない。

基準時点： 令和元年9月30日現在

根拠資料： 規程、学則、判定会議資料、履修要綱、議事録、成績分布状況公表資料等

- ⑧ 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、1年間あるいは1学期間に履修科目の登録ができる単位数の上限の設定について、適切な履修指導が行われることを前提として、学生の成績状況に合わせて、緩和あるいは厳格化させる制度を設けていますか。
- | | |
|-------------------|----|
| 1 全学部等で設けている。 | 2点 |
| 2 半数以上の学部等で設けている。 | 1点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 令和元年度の履修科目登録に対する制度が設けられていること。なお、履修科目の上限については規程等において定めていること。

「履修科目の登録ができる単位数の上限の設定について、適切な履修指導が行われることを前提として、学生の成績状況に合わせて緩和あるいは厳格化させる制度」とは、全学年に対し履修科目単位数の上限設定（いわゆるCAP制）があることを前提として、その上限について、例えば、GPA等の成績状況と組み合わせて、成績優秀者の場合には、基準等を明確に示したうえで上限単位数を一部緩和し、学習意欲を促進したり、あるいは、成績不振者には学修支援を伴いながら登録科目数をさらに制限して集中した学修を促す等のように、学生の成績状況に合わせて、そのCAP制を緩和させるあるいは厳格化させる仕組みがあるものとする。

基準時点： 令和元年度履修科目登録

根拠資料： 学則、規程、履修要綱等

- ⑨ 授業を担当する専任教員等に対し、ティーチング・ポートフォリオの作成を導入するとともに、教育改善又は教員等の教育業績の評価に活用する仕組みがありますか。
- | | |
|--|----|
| 1 全学部等で導入し、活用する仕組みがある。 | 4点 |
| 2 半数以上の学部等で導入し、活用する仕組みがある。 | 3点 |
| 3 活用する仕組みはできていないが、全学部等で導入し、適切な作成を支援する体制がある | 1点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 「ティーチング・ポートフォリオ」とは、大学等の教員が自分の授業や指導の業績を根拠に基づく「教育業績ファイル」等の形で記録するものを指す。

「全学部等で導入」という場合は、学部等単位で全ての学部等で導入している場合、又は、学部等の区分なく授業を担当する全専任教員に対して全学的に導入しているものとする。

「教育改善又は教員の教育業績の評価に活用する仕組みがある」とは、教育改善に活用する場合は、作成したティーチング・ポートフォリオの内容を公表している場合や、その内容を受けた面談体制やFDへの活用などとし、教育業績の評価に活用する場合は、ティーチング・ポートフォリオを用いた評価項目や評価方法が設定され、教員に開示されていることとする。

適切な作成を支援する体制とは、ティーチング・ポートフォリオ作成にあたってのFD等の実施を制度化している場合や、作成に関する相談体制を整備している場合に該当するものとする。

基準時点： 令和元年9月30日現在

根拠資料： 教員評価制度に係る規程、ティーチング・ポートフォリオに係る規程、教員への説明資料等

- | | |
|---|----|
| ⑩ TA等の教育サポートスタッフの資質の向上を図るために、定期的な研修等の取組を実施していますか。 | |
| 1 実施している。 | 2点 |
| 2 実施していない。 | 0点 |

要件等： 本設問における「教育サポートスタッフ」とは、TA、SA、メンター、ピアチューター等の、大学等における教育研究活動をサポートする学生スタッフとする。スタッフとして雇用している場合だけでなくボランティア等の場合も含むが、大学等でそれらのスタッフの管理を行っていること。

単に採用時に業務の説明を行うのみでは該当せず、教育サポートスタッフの具体的な資質の養成や向上を図る目的で行われるものであること。

基準時点： 平成30年9月1日～令和元年9月30日

根拠資料： 規程、学生スタッフへの通知文、研修資料、開催記録等

- | | |
|---|----|
| ⑪ 学位授与にあたり、ディプロマサプリメント（学位証書や成績証明書の補足資料）など、各学生が修得した知識や能力等を明らかにするための資料を併せて交付していますか。 | |
| 1 学生の能力・知識等を文章やグラフ等で補足する資料を交付している。 | 4点 |
| 2 上記には該当しないが、成績証明書等にGPAを記載して交付している。 | 1点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 学生が取得した学位・資格等の学修成果について対外的に可視化し、補足する資料を指す。通常の、学位記、卒業証明書、成績証明書のみでは該当しない。

「2」の場合、学生が就職活動等で利用する「成績証明書等」等に記載されるもの

であること。学生からの要望がある場合のみGPAを記載するものは該当しない。基準時点内に、本年度卒業生に対する制度が確立されており、交付する補足資料等の内容が確認できること。また、対象については、学部等レベルでの実施が望ましいが、本年度は学部等の一部の実施でも可とする。

基準時点：平成30年9月1日～令和元年9月30日

根拠資料：規程、学位証書補足資料、成績証明書等

⑫ 学修成果の中身や学修成果に関する情報について、産業界等と協議していますか。

- | | |
|------------|----|
| 1 協議している。 | 2点 |
| 2 協議していない。 | 0点 |

要件等：大学等における学修成果に関する情報が、産業界等の学生の就職先の採用プロセスにおいて有効に活用されるよう、大学等側が学修成果として含めるべき内容及び学修成果に関する情報の示し方等について、産業界等と協議していること。

基準時点：平成30年9月1日～令和元年9月30日

根拠資料：協定書、議事録等

2. 高大接続

⑬ 令和2年度入学者選抜の一般入試において、2科目以上の出題科目による学力検査に加えて、調査書や志願者本人が提出する資料等を活用し、学力の3要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）を多面的・総合的に評価する入学者選抜の実施を予定し、各資料等の評価方法等について募集要項等に明記していますか。

- | | |
|-------------------------------|----|
| 1 全ての学部等で実施を予定し、募集要項等に明記している。 | 3点 |
| 2 一部の学部等で実施を予定し、募集要項等に明記している。 | 1点 |
| 3 上記に該当しない。 | 0点 |

要件等：「学力の3要素を多面的・総合的に評価する入学者選抜」については、各大学の入学者受入れの方針に基づき、学力検査に加えて、調査書や志願者本人の記載する資料等（小論文、エッセイ、面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な学習の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談等）を評価するものとし、各資料等の評価方法等について募集要項等に明記していること。

単に出願書類にとどまり、具体的な評価方法等が明示されていないものについては含まない。

「1」「2」の場合、各学部等の一般入試における一部の試験形態でも構わないが、各学部等の全学科において該当すること。

根拠資料：入学者選抜において多面的・総合的に評価を行うことが確認できる資料（入学者選抜要項、学生募集要項、規程等）、各大学等が実施する検査の内容がわかる資料等

⑭ 令和2年度入学者選抜の一般入試において、「思考力・判断力・表現力」を評価するため、自らの考えを立論し、それを表現するなどの記述式問題を出題することを募集要項等に明記していますか。

ア 特定の科目等（例えば、国語、数学、英語等）において記述式問題を出題する。

- | | |
|-------------------------|----|
| 1 全ての学部等を出題することを明示している。 | 2点 |
| 2 一部の学部等を出題することを明示している。 | 1点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

イ 特定の教科・科目に限定されず、様々な文献・資料を読み解き、内容を的確に把握したうえで、批判的・論理的に考えをまとめさせ、「思考力・判断力・表現力」を評価する、記述式総合問題を出題する。

- | | |
|-------------------------|----|
| 1 全ての学部等を出題することを明示している。 | 3点 |
| 2 一部の学部等を出題することを明示している。 | 2点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 「記述式問題」とは、例えば、以下のような問題をいう（解答を選択肢の中から選ぶ選択式問題や、問題文から特定の言葉を抜き書きさせたり、年号や人名等の知識を問うなどの数文字程度の単語を答えさせるような短答式問題は含まない。）

- ・ 文や文章を書いたり、式やグラフ等を描いたりすることを通じて思考のプロセスが自覚的なものとなり、論理的な思考力・表現力の発揮が期待できる問題。
- ・ 記述により自らまとめた考えを表現させることにより、思考力や表現力の発揮が期待できる問題。

「ア」の場合、記述式の対象教科・科目は問わない。

「イ」の「記述式総合問題」とは、特定の教科・科目に限定されない様々な文献・資料を読み解き、内容を的確に把握したうえで、批判的・論理的に考えをまとめさせ、「思考力・判断力・表現力」を評価するもの。

募集要項等において、記述式問題の出題の意図や評価すべき能力などを明示していること。

根拠資料： 入学者選抜要項、学生募集要項等

⑮ 令和2年度入学者選抜における、AO入試及び推薦入試において、大学教育を受けるために必要な基礎学力の状況を把握するため、高等学校の教科の評定平均値に加えて、大学独自に実施する検査（筆記、実技、口頭試問、小論文、プレゼンテーション等）の成績、大学入試センター試験の成績、資格・検定試験等の成績のいずれかを合否判定に用いますか。

- | | |
|--------------------------------|-----|
| 1 全ての学部等の、全てのAO入試及び推薦入試で用いている。 | 3点 |
| 2 一部の学部等の、全てのAO入試及び推薦入試で用いている。 | 1点 |
| 3 AO入試、推薦入試を全く実施していない。 | 0点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。 | -3点 |

要件等：単に出願書類にとどまり、具体的な評価方法等が明示されていないものについては含まない。

高等学校の教科の評定平均値のみによる評価では該当しない。調査書・推薦書等に加え、大学独自に実施する検査を実施していること。

口頭試問は、基礎学力の状況を把握するために実施する口述試験等を想定するものであり、単に志望動機等のみを問う個人面接は含まない。

本設問では一般入試以外のAO入試及び推薦入試として実施するもの全てについて基礎学力の把握を実施しているかを問うものであり、一部のAO入試、推薦入試のみで実施する場合は該当しない。

根拠資料：入学者選抜において多面的・総合的に評価を行うことが確認できる資料（入学者選抜要項、学生募集要項、規程等）、各大学等が実施する検査の内容がわかる資料等

- | | |
|--|----|
| ⑯ 入学者選抜実施体制の充実・強化のため、専門的な専任教員等又は専任職員（アドミッション・オフィサー）が、入試・学生募集にかかる全学的な企画立案及び入学者選抜の評価に参画していますか。 | |
| 1 専門的な専任教員等及び専任職員が参画している。 | 4点 |
| 2 専門的な専任教員等又は専任職員が参画している。 | 2点 |
| 3 参画していない。 | 0点 |

要件等：「専門的な専任教員等又は職員」は、全学的な入試及び学生募集にかかる企画立案業務及び入学者選抜における多面的・総合的な評価（書面審査・面接審査等）の業務において直接的、主体的に関わる専任教員等又は専任職員であること。一部の学部等のみ入試に係る企画立案業務及び評価業務を行う場合や、単に各業務の事務作業を行うのみでは該当しない。また、学力検査のみの評価でなく、その他の資料・書類や面接等による多面的・総合的な審査・評価の業務であること。

各業務において当該教職員が一定の権限を有することが規定等から確認できること。なお、評価業務については全学部等の全ての試験区分、形態について実施している場合に限らず、全学的な実施であれば、特定の試験区分や形態の評価を実施している場合（例：全学共通のAO入試の評価等）でも該当するものとする。

全学的な入学者選抜に係る一定の責任を有する専門職として配置されていること。当該教職員の職務が主として入学者選抜に係る業務（学生募集等の関連派生業務を限度とする）であり、年間を通じて専従する者であること（ただし、専任教員等の場合は授業に関する時間は除く）。また、学長、学部長、事務局長等、大学等や学部等の全体を統括する職務上、入試にも携わるという者は含めない（入試担当副学長等は除く）。

大学院のみの入学者選抜にかかるものは対象としない。

基準時点：平成30年9月1日～令和元年9月30日

根拠資料：当該教職員の担当業務や役割が確認できる資料、規程、議事録、追跡調査の結果等

⑰ 前年の12月以前に入学手続きを取る学部等入学予定者に対し、大学等入学前に取り組むべき課題を提示し、提出を義務付けていますか。

- | | |
|------------------------|----|
| 1 該当する全員に義務付けている。 | 2点 |
| 2 該当する一部の者について義務付けている。 | 1点 |
| 3 義務付けていない。 | 0点 |

要件等： 令和元年度（平成31年度）学部等入学者のうち、前年の12月以前に入学手続きを取る者（入試区分は問わない）に対し、入学予定の時点で課題の提示および提出の義務付けを行っていること。提出が入学後となるものは差支えないが、課題の提示が入学後のものは不可とする。

指定校推薦の場合のみ等、前年の12月以前に入学手続きをとる者のうち一部の入試区分の者に限定して課題を義務付けている場合は「2」とする。

「課題」とは、語学等の特定の項目に限らず、入学後の学修において必要であると大学等が判断するものは全て含まれる。

基準時点： 令和元年度（平成31年度）学部等入学者

根拠資料： 学生への通知文等

⑱ 高等学校教育と大学教育の連携強化に向けて、以下の取組を実施していますか。

ア 大学等における学修を高校生が経験する機会（合同授業の実施等）の提供

イ 高等学校又は教育委員会との年2回以上の定期的な協議体制の構築

ウ 高等学校と大学等との教職員の人事交流又は合同研修

エ 高等学校と連携した入学前教育の実施

- | | |
|-----------------------|----|
| 1 全て実施している。 | 3点 |
| 2 3つ実施している。 | 2点 |
| 3 2つ以下の実施又は全く実施していない。 | 0点 |

要件等： アからエについては、一部の学部等で実施しているのみでも該当する。

アについては、高校生が大学等における学修を経験する機会が設けられていることを証明できればよく、高等学校との協定書等に基づく必要はない。なお、出前授業やオープンキャンパスにおける模擬授業（大学紹介等を主な内容としたものは不可）等も含まれる。

イにおける「定期的」とは、大学等と高等学校・教育委員会との間で年数回（2回以上）協議を実施すると合意されていること。協議の回数についての制限はない。

ウにおける「人事交流」は、受け入れ先での発令等を伴う交流であること。

エについては、推薦を行った高等学校の指導の下に、例えば、入学予定者に対して大学等入学までの学習計画を立てさせ、また、その取組状況等について、高等学校を通じ大学等に報告させるなど、高大連携により実施している入学前教育とする（高等学校側のみで自主的に実施している取組は含めないこと）。

[用語解説]

この設問における「高等学校」には、高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校の高等課程、専修学校の一般課程（高等

学校入学資格者を入所資格とする国家資格者の養成施設)、各種学校(高等学校入学資格者を入所資格とする国家資格者の養成施設及び告示指定外国人学校)を含む。

基準時点：平成30年9月1日～令和元年9月30日

根拠資料：協定書、覚書、議事録、発令簿、研修報告書、入学前教育に関する資料等

3. データ活用による教育展開とデータ活用人材の育成

- | | |
|--|----|
| ⑱ 統計解析等、IRに関する知識を有し、学生に関する様々なデータについて高度な分析を実施し、意思決定等に資する各種の提案を行うための専門職を配置していますか | |
| 1 配置している。 | 3点 |
| 2 配置していない。 | 0点 |

要件等：この設問における「IR」とは、学修時間・教育の成果等に関する情報の収集・分析を必須とし、大学等が自ら置かれている客観的な状況を収集・分析するだけでなく、内外に対して必要な情報を提供する活動等を含む。ただし、単に入試や大学・法人の経営に関する情報の収集・分析のみの場合は該当しない。

当該専門職が統計数理・データ分析の基本知識あるいはデータベースに関する基礎的な知識を有していることがわかること(当該内容に関する研究を行っている、統計解析等に関する業務経験がある、統計解析等に関連する学位を有している、当該内容に関する授業等を少なくとも1学期以上受講した経験があるなど)

当該大学等の専任教員等又は専任職員として発令している者であること。

当該教職員が主としてIRを行う専門職として、高度なデータ分析、意思決定に資する提案を行う職種であることを確認できることとし、IR及びIRに関連派生する業務に年間を通じて専従する者であること(ただし、専任教員等の場合は授業に関する時間は除く)。単に、IR業務を行う部署に配属されている者というのみでなく、IRに関する専門職として雇用・配置されていることが契約書・発令簿等から確認できる、あるいは、当該者の業務の実績等から確認できること。

基準時点：令和元年9月30日現在

根拠資料：組織規程、発令簿、採用時の募集要項、履歴書、雇用契約書、IR報告書等

- | | |
|--|----|
| ⑳ 卒業生のキャリア(就職・進学)の状況等に関する調査等を実施し、調査内容及び調査結果について公表するとともに、調査結果等を教育活動の改善に反映させる仕組みを構築していますか。 | |
| ア 過年度の学部等卒業生に対するアンケート調査等 | |
| イ 卒業生の就職先等の進路先の意見聴取等の調査 | |
| 1 ア及びイの双方を実施し、調査結果等について教育活動の改善に反映させている。 | 4点 |
| 2 上記には該当しないが、ア及びイを実施している。 | 1点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 学生に在学中に身に着けさせる学力や資質・能力及び養成しようとする人材像に照らして、学生の卒業後の進路・就職状況等から、教育の成果や効果が上がっているかについて検証するために、実施するものとする。

アの「アンケート調査等」については、特定の年次あるいは数か年の学部等又は研究科の卒業生に対し、調査方法及び調査項目を明示した上で実施していること。また、アンケート調査等の結果について集計、分析等の実施、及びホームページ等において広く公表しているものとする。ただし、公表が基準時点に間に合わない場合は、本年度内の公表が機関決定されていること。なお、調査票等配付者数は、少なくとも平成30年度の学部等卒業生数以上であること。

イの「進路先の意見聴取等」については、卒業生の就職先等の進路先に対し、調査方法及び調査項目等を明示した上で実施していること。また、アンケート調査等の結果について集計、分析等の実施、及びホームページ等において広く公表しているものとする。ただし、公表が基準時点に間に合わない場合は、本年度内の公表が機関決定されていること。なお、調査票等配付組織数は、少なくとも平成30年度の学部等卒業生の就職先組織数以上であること。

「調査結果等について教育改善に反映させる仕組みを構築」とは、調査結果等に基づく教育改善の検討を、学内の委員会、会議体等で実施することを基準時点以内に機関決定しているものとする。

広報誌、学生パンフレット掲載を目的とした、特定の学生のみをあらかじめ指名したアンケート、インタビュー等は含まない。

基準時点： 平成30年9月1日～令和元年9月30日

根拠資料： 実施要領、規程、アンケート用紙、インタビュー記録、集計したもの、ホームページの写し等

⑫ 入学者選抜の妥当性を高めるため、入学後の学修状況等を調査したうえで、クロス分析を行う等入学者選抜の妥当性を検証していますか。

- | | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | すべての選抜区分について検証している。 | 3点 |
| 2 | 一部の選抜区分で検証している。 | 1点 |
| 3 | 検証していない。 | 0点 |

要件等： 学部等の入学者を対象とし、研究科は除くものとする。

「入学後の学修状況等の調査」とは、入学後の学生の成績、成績以外の学修成果、留年・中退率、卒業後の進路等についての調査を指し、本設問では、それらの調査結果からわかる複数の指標を組み合わせることで、1年次の状況だけでなく中長期の状況から入学者選抜の適切性についての検証を行っているかを求めるものである。

基準時点内で、学修状況等の調査結果を用いた選抜方法の妥当性について検証しているものとし、調査そのものは基準時点以前でも可とする。調査のみの場合や、選抜方法の妥当性に関する検証を行っていないものは該当しない。

基準時点： 平成30年9月1日～令和元年9月30日

根拠資料： 規程、議事録、追跡調査の結果等

- | | |
|--|----|
| ⑳ 数理・データサイエンス（統計学、数学、コンピュータサイエンス等）に係る科目を全学部等で開講していますか。 | |
| 1 全学部等において必修科目として開講している。 | 3点 |
| 2 全学部等において選択科目として開講している。 | 2点 |
| 3 一部の学部等において必修科目として開講している。 | 1点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 「1」又は「2」の場合は全学部等において履修できる体制となっているものとする。全学共通科目等を含む。学部横断プログラム等特別なプログラムを提供している場合を除き、他学部等で開講しているものを通常の履修登録と異なる申請手続きにより履修できるものは含めない。

「2」の場合は、全学部等で開講し、一部学部等において必修科目、他の学部等においては選択科目の場合を含む。

本設問における「開講」は、シラバス等に記載があり、かつ、当該年度に行うことを前提として、学生の履修登録の対象となる科目とする。そのため、シラバス等で隔年開講や当年度休講と記載があり、当該年度に履修登録を行わないものは含まない。また、募集停止学部等において設定しているものについても対象から除くこと。ただし、履修登録の結果、履修者がおらず、授業を行わなかったものは含めるものとする。

本設問でいう「数理・データサイエンス」とは、主に、統計学、数学、コンピュータサイエンス、人工知能など今後の社会に必要とされる数理的思考やデータ分析・活用能力を育成するものをいい、そのうちの1つ以上の内容に関して授業全体を通じて行うものを対象とする。

基準時点： 令和元年度開講科目

根拠資料： シラバス等

- | | |
|---|----|
| ㉑ 数理・データサイエンスと社会とのつながりについて教えることができる教員を養成するためのFDを実施していますか。 | |
| 1 当該大学等が主催又は他大学等との共催により実施した。 | 2点 |
| 2 他の団体等が実施するFDプログラムに専任教員等を派遣した。 | 1点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 本設問における「FD」は、分野を超えた数理・データサイエンス教育や、データサイエンスが社会においてどのように活用しうるか等をテーマとした、大学等及び大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究のことをいう。

基準時点： 平成30年9月1日～令和元年9月30日

根拠資料： 開催通知、研修報告書等

②④ 企業等の実データ等を用いて、組織の課題解決に資するデータ分析等を行う、実践的なデータサイエンス教育を実施していますか。

- | | |
|---------------------|----|
| 1 正課の授業科目として開講している。 | 3点 |
| 2 正課外で実施している。 | 2点 |
| 3 実施していない。 | 0点 |

要件等： 企業等との協定等に基づいて実施するものであること。

授業全体を通じて実施するものだけでなく、授業の一部の回で実施するものでも構わないが、企業等の、実際の課題や実データ等を用いた、データ分析等を行うことがシラバス等から確認できること。

本設問における「開講」は、シラバス等に記載があり、かつ、当該年度に行うことを前提として、学生の履修登録の対象となる科目とする。そのため、シラバス等で隔年開講や当年度休講と記載があり、当該年度に履修登録を行わないものは含まない。また、募集停止学部等において設定しているものについても対象から除くこと。ただし、履修登録の結果、履修者がおらず、授業を行わなかったものは含めるものとする。

基準時点： 令和元年度開講科目（正課外の場合は平成30年9月1日～令和元年9月30日）

根拠資料： 協定、契約書、シラバス等

4. 多様な教育体制と社会との連携

②⑤ 全学的な視点や分野・学部等を超えた横断的な視点からのカリキュラム編成を推進するため、各分野の専任教員等や専任職員の参画により、リベラルアーツ教育やSTEM教育、分野・学部等横断カリキュラムについて総合的に検討を行う組織はありますか。

- | | |
|-----------------------------|----|
| 1 常設の部署・部局・センター等の組織を設置している。 | 3点 |
| 2 常設ではないが、委員会等の会議体を設置している。 | 2点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 原則として教授会あるいは設問①の教学マネジメント体制とは別に組織するものであること。ただし、単科大学の場合は、以下の要件を満たす場合に限り、教授会であっても該当するものとする。

以下のア及びイが参画のもとで自然科学系及び人文・社会科学系の両方を含む正課の分野・学部等横断的なカリキュラム（ただし、教職課程のみに係るカリキュラムは除く）を検討する体制となっていること。

ア 複数の学部等の専任教員等、又は、自然科学系分野の専任教員等及び人文・社会科学系分野の専任教員等

イ 専任職員（教員は除く）

（用語解説）STEM教育とは、科学、技術、工学、数学を統合的に学習する教育手法

基準時点： 令和元年9月30日現在

根拠資料： 組織図、規程、発令簿、議事録等

②⑥ 学部等又は研究科において企業等と協定等に基づき2週間以上のインターンシップ科目を実施していますか。

- | | |
|--------------------------------|----|
| 1 必修科目として開講し、実績がある。 | 2点 |
| 2 選択科目（選択必修科目を含む）として開講し、実績がある。 | 1点 |
| 3 開講していない。 | 0点 |

要件等： 本設問における「インターンシップ」とは、企業等との協定等に基づき、2週間以上の期間で実施され、単位認定を伴うものとし、海外でのインターンシップの場合も含む。

「2週間以上」は14日以上と読み替えることができるものとし、協定書等に記載されている日数で判断するものとする。なお、休日（土、日、祝祭日、インターンシップ先の休日など）を除外して算出する必要はない。

協定等に実施期間の記載がない場合は基準時点内に、当該協定等に基づく2週間以上の期間にわたるインターンシップが実施されている場合のみ該当するものとする。

原則として資格取得のための実習は除く。ただし、当該大学等が設置する全ての学部等が医学部等、資格取得のための実習等が必修の学部等のみの場合に限り、

「1」に該当するものとする。

基準時点： 平成30年9月1日～令和元年9月30日

根拠資料： 協定書、実施状況がわかるもの等

②⑦ 実務家教員が、自らの実務における経験を教育課程に反映することで教育の質を向上させるために、年間に6単位以上の授業科目を担当する実務家教員が、教授会やカリキュラム委員会等への参画等により、教育課程編成その他教育研究上の組織の運営について責任を担う仕組みを構築していますか。

- | | |
|--------------------------------|----|
| 1 該当する実務家教員の全てが参画する仕組みを構築している。 | 2点 |
| 2 上記に該当しない。 | 0点 |

要件等： 本設問における「実務家教員」は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であり、教員として発令されている者とする。

「年間6単位以上」は令和元年5月1日現在の授業担当予定で判断するものとする。

該当する実務家教員について、教授会又はカリキュラム委員会等の教育課程の編成を検討する会議体等への参画を義務付ける仕組みが基準時点において確認できる場合に、仕組みを構築しているものとする。

基準時点： 令和元年9月30日現在

根拠資料： 履歴書・経歴書、シラバス、規程等

⑳ 主専攻・副専攻制等の、主専攻分野以外の分野（複数の異なる分野）の授業科目を体系的に履修することができるような仕組みを導入していますか。

- | | |
|-------------------------------------|----|
| 1 全ての学生に主専攻・副専攻制等による履修を義務づけている。 | 3点 |
| 2 一部の学生に主専攻・副専攻制等による履修を義務づけている。 | 2点 |
| 3 学生の選択により、主専攻・副専攻制等による履修が可能となっている。 | 1点 |
| 4 主専攻・副専攻制等を導入していない。 | 0点 |

要件等： 本設問において、「主専攻・副専攻制等」とは、主専攻・副専攻制やダブルメジャー制等を含め、主専攻分野以外の分野（複数の異なる分野）の授業科目を体系的に履修することができる仕組みとする。体系的に履修できることを前提とするため、単に他学部等の科目を聴講・単位認定できるという制度のみでは該当しない。選択肢「3」の場合は一部の学生に対し、選択できる仕組みとしている場合でも該当する。

基準時点： 令和元年9月30日現在

根拠資料： シラバス、学生便覧、規程等

㉑ 学事暦の柔軟化として以下の取組を実施していますか。

ア 3学期制又は4学期制

イ 秋入学（4月以外の学生受け入れ）

- | | |
|-----------------------|----|
| 1 ア・イいずれも実施している。 | 2点 |
| 2 ア又はイのいずれか一方を実施している。 | 1点 |
| 3 実施していない。 | 0点 |

要件等： アについては、学則で確認できること。原則が3学期制又は4学期制をとっている場合であれば、一部に通年制等の科目があっても構わない。

イについては、制度として導入されていることが規程等から確認できること。また、本年度において募集している（または募集予定である）こと。ただし、入学実績については問わない。

基準時点： 令和元年9月30日現在

根拠資料： 学則、規程、学生募集要項等

㉒ オープンな教育リソースについて活用していますか。

- | | |
|---|----|
| 1 自大学の教育リソースを広く提供し、講義の教材等としての利用又は自主学習ツールとしての活用を促している。 | 5点 |
| 2 国内外の他大学等が提供するものを、講義の教材等として利用している。 | 3点 |
| 3 国内外の他大学等が提供するものについて、自主学習ツールとしての活用を促している。 | 1点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 本設問における「オープンな教育リソース」は、インターネット等を通じて無償で入手可能な講義教材、教育ソフトウェアを含む教育リソースとする。外部のサービス等（例えば edX、Coursera、JM00C 等）を通じたものや、各大学等のホームページ等で独自に提供されるもののいずれでも可とする。

「1」の場合は、適切な学内の手続き等を経て提供しているものであること。

「講義の教材等としての利用」の場合は、授業又は授業の事前事後学修用教材等として利用することがシラバス等から明らかな場合あるいは修了者への単位振替等の制度などが明確な場合とする。

「自主学習ツールとしての活用を促している」という場合は、シラバス等や講義上での活用が明確でないもの、授業には直接的に関連しないものを含み、学生に対して、オープンな教育リソースの自主的な利用を促す取組（説明会の実施、学内サイトにおける案内とリンク、利用案内の配付等）を行っている場合とする。

基準時点： 平成 30 年 9 月 1 日～令和元年 9 月 30 日

根拠資料： シラバス、学生への案内文、ホームページ等の写し等

タイプ2「特色ある高度な研究の展開」

(58点満点)

基礎要件

タイプ2については、研究体制整備に係る計画の策定が、申請するための要件となる。

人材活用に係る数値指標を含む研究体制の整備に関する学内計画を策定している。

要件等： 多様な人材の活用による研究体制の整備に関する計画（具体的には、若手研究者、女性研究者、外国人研究者、研究補助者等）に係る比率もしくは人数に関する数値目標を含む計画）を策定していること。

若手研究者（40歳以下の研究者）及び女性研究者に関する比率もしくは人数に関する数値目標については必ず含んでいること。

基準時点： 令和元年9月30日現在

根拠資料： 計画、議事録等

評価項目

1. 研究基盤・研究支援体制

① 専任教員等について国際公募を実施していますか。

- | | |
|--|----|
| 1 国際学術誌への募集広告等掲載や国際的な学会組織を通じた国際公募を実施している。 | 3点 |
| 2 インターネット等により、外国語による募集広告等掲載による国際公募を実施している。 | 2点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 外国語による公募要領等を作成していること。

基準時点内（2か年中）に、公募による、外国を拠点として教育研究を行う日本人、あるいは、外国籍の者について、専任教員等としての採用実績があること。

基準時点： 平成29年9月1日～令和元年9月30日

根拠資料： 公募要領、ホームページ等の写し、募集広告、依頼文、採用実績がわかるもの、履歴書等

② 教員等の採用・昇進に関し、テニュアトラック制を導入していますか。

- | | |
|----------------------|----|
| 1 全学的に導入している。 | 3点 |
| 2 一部の学部等・研究科で導入している。 | 1点 |
| 3 導入していない。 | 0点 |

要件等： テニユアトラック制とは、公正で透明性の高い選抜により採用された若手研究者が、審査を経てより安定的な職を得る前に任期付の雇用形態で自立した研究者として経験を積むことができる仕組みを指す。(1)公募を実施するなど、公正で透明性の高い選考方法であること、(2) (5年程度など)一定の任期を付して雇用すること、(3)任期終了前に公正で透明性の高いテニユア審査が設けられていること、の全てを満たした形態で教員等を採用する人事制度であること。

全学的に導入しているという場合は、特定の学部等・研究科に限定しない形で設けている制度の場合又は全ての学部等・研究科において制度が導入されている場合とする。

基準時点： 令和元年9月30日現在

根拠資料： 規程、公募要領等

- | | |
|-----------------------------------|----|
| ③ 博士論文研究基礎力審査について導入していますか。 | |
| 1 導入しており、これまでに同審査による修士学位の授与実績がある。 | 2点 |
| 2 導入しているが、同審査による修士学位の授与実績はない。 | 1点 |
| 3 導入していない。 | 0点 |

要件等： 大学院設置基準第16条の2に該当する博士論文研究基礎力審査であること。規程等を整備しており、制度を導入していることがわかること。

同審査による修士学位の授与実績については、制度導入以降であれば、年度を問わない。

基準時点： 令和元年9月30日現在

根拠資料： 規程、修士学位授与実績がわかるもの等

- | | |
|--|----|
| ④ 専任教員等に占める博士号取得者の割合は平成27年度と比較して何ポイント増加していますか。 | |
| 1 10ポイント以上増加した、又は専任教員等に占める博士号取得者の割合は80%以上である。 | 3点 |
| 2 5ポイント以上10ポイント未満増加した、又は専任教員等に占める博士号取得者の割合は60%以上である。 | 2点 |
| 3 5ポイント未満であるが、専任教員等に占める博士号取得者の割合は40%以上である。 | 1点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 「専任教員等に占める博士号取得者の割合」とは、令和元年5月1日現在で大学等において専任教員等として発令されている者のうち、令和元年度5月1日現在で博士号を取得している者の割合(パーセンテージ)とする。なお、いわゆる論文博士は含むが、博士課程満期退学者は含めない。

令和元年度における割合と、平成27年度の5月1日時点の同割合と比較した場合の増減状況をポイントとして評価する。

基準時点： 令和元年5月1日現在

根拠資料： 教員名簿、履歴書等

- | | |
|--|----|
| ⑤ 専任教員等に対する研究補助者の比率（パーセンテージ）はいずれに該当しますか。 | |
| 1 3.5%以上 | 3点 |
| 2 3.0%以上3.5%未満 | 2点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 令和元年5月1日現在の専任教員等数に対する研究補助者数のパーセンテージ。
本設問における「研究補助者」は、PD（当該大学等が行う研究プロジェクト等において一定の職務を分担して研究に従事する者）、研究支援者（当該大学等が行う研究プロジェクト等の研究支援のため、特殊な技術や熟練した技術を必要とする業務に従事する者）、RA（当該大学等が行う研究プロジェクト等に、必要な補助的業務を行う研究補助者として従事する者）とする。なお、TA（教育補助者）は含まない。

基準時点： 令和元年5月1日現在

根拠資料： 発令簿、教員名簿等

- | | |
|--|----|
| ⑥ リサーチアドミニストレーター等の研究マネジメント人材養成に係るSDを実施しましたか。 | |
| 1 教育関係共同利用拠点に認定され、広く他の大学等にSDを展開した。 | 4点 |
| 2 他の大学等と共同でSD実施した。 | 3点 |
| 3 自大学においてSDを実施した、又は外部のSDプログラムに派遣した。 | 1点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 本設問における「SD」はリサーチアドミニストレーターや産学連携コーディネーター等の研究マネジメント人材の養成に係るSDとする。

選択肢「1」または「2」の場合は、教育関係共同利用拠点の認定又は大学等間にSDの実施に係る協定等があること。

「2」の場合、研究マネジメント人材養成に関する共同のSDを他の大学等と実施していること。当該大学等が直接的・主体的に企画立案等に携わり実施していることとし、単に加盟校の一員として参加しているような場合は該当しない。

基準時点： 平成30年9月1日～令和元年9月30日

根拠資料： 教育関係共同利用拠点の認定結果通知、協定書、SDの実施が確認できる資料等

- | | |
|-----------------------------------|----|
| ⑦ 学内研究費について公募による配分の制度があり公募していますか。 | |
| 1 公募している。 | 3点 |
| 2 公募していない。 | 0点 |

要件等： 基準時点までに、令和元（平成31）年度予算として学内研究費を確保したうえで、

対象、金額、要件を含む公募要領等を定め、公募していること。なお、配分実績までは求めない。

学内の研究費（予算措置されているもの）を公募により配分するものであり、他の組織が公募するものは含まない。

基準時点： 令和元年 9 月 30 日現在

根拠資料： 規程、公募要領、申請書等

⑧ ライフイベント等により研究を中断した専任教員等に対する円滑な研究復帰を促す支援制度を設けていますか。

- | | |
|-----------|-----|
| 1 設けている。 | 2 点 |
| 2 設けていない。 | 0 点 |

要件等： 妊娠、出産、育児、介護等のライフイベント等により、研究活動を中断（特別休暇、育児休業、介護休業等の取得者あるいは離職後復職した者）した専任教員等に対し、円滑な研究復帰を促し、研究の継続や、研究の停滞を取り戻すための支援制度を設けていること。

例えば、研究活動助成金制度、論文作成支援、学会への参加支援、休業中も自宅で研究情報が得られる IT 環境の整備、研修制度等。

基準時点： 令和元年 9 月 30 日現在

根拠資料： 規程、制度の案内文書等

⑨ 研究力強化及び研究の国際的な認知度を高める目的で、英語等の外国語による学術論文作成（もしくは翻訳）支援を実施していますか。

- | | |
|--|-----|
| 1 体制として整備している。 | 3 点 |
| 2 体制としては整備していないが、外国語での学術論文の書き方に関する授業科目を実施している。 | 1 点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0 点 |

要件等： 「1」の場合の外国語による論文作成支援体制とは、英語等の外国語による学術論文の作成もしくは翻訳を支援するために、外国語による学術論文作成の相談体制、外国語翻訳（又は校正）体制あるいは費用助成等を組織的に整備しているものとする。

「2」の場合は、外国語でのアカデミック・ライティング（外国語による学術論文作成を教える授業科目。ただし、授業科目の一部でのみアカデミック・ライティングを取り扱うものは除く）を基準時点内に実施している場合に該当するものとする。

基準時点： 平成 30 年 9 月 1 日～令和元年 9 月 30 日

根拠資料： 規程、学生等への通知文書、シラバス等

2. 連携等による体制整備・研究実施

- | | |
|--|----|
| ⑩ 他の大学等との協定等に基づく学内施設・設備の共同利用を実施していますか。 | |
| 1 実施している。 | 4点 |
| 2 実施していない。 | 0点 |

要件等： 大学間連携等の枠組みを通して他大学等と学内施設・設備の共同利用に供している大学等で、次のアからエのすべてに該当する大学等（「共同利用・共同研究拠点」の認定を受け、ウ及びエに該当する大学等は「1」とする）。

- ア. 他大学等との間で、教育若しくは研究を目的として、大学等の施設・設備の利用に関する協定等を締結していること。
 - イ. 共同利用する施設・設備等の名称等（例：〇〇研究所、〇〇装置等）及び当該施設・設備の他大学等利用時の取り扱いについて、機関決定（又は組織間での取り決め等）があること。
 - ウ. 固定資産台帳上で個別に管理されており、1棟、1個又は1組の価格が500万円以上の施設・設備であること。
 - エ. 大学等の施設・設備について、平成30年9月1日から令和元年9月30日までの間に共同利用の実績があること。
- ただし、学内施設・設備については、次のaからdのいずれにも該当しないものであること。
- a. 図書館
 - b. 他大学等の利用に供することが収益事業に該当する施設・設備
 - c. 通信教育課程のみで所有する施設・設備
 - d. 当該施設の利用に際し、通常、何ら手続を経ることなく不特定多数が利用できるもの

本設問の大学等については国内、国外を問わないが、国外の場合は学位が修得できる機関であること。

基準時点： 平成30年9月1日～令和元年9月30日

根拠資料： 組織規程、大学間の協定書、利用実績が確認できる資料等

- | | |
|--|----|
| ⑪ 他の大学等と高度な連携に向けて、以下のいずれかの取組を実施していますか。 | |
| ア 他の国内大学等との共同教育課程 | |
| イ 他の国内大学等との連合大学院 | |
| 1 2つ実施している。 | 3点 |
| 2 1つ実施している。 | 2点 |
| 3 実施していない。 | 0点 |

要件等： 本設問における「共同教育課程」とは、大学設置基準第43条第1項、短期大学設置基準第36条第1項、大学院設置基準第31条第1項、専門職大学院設置基準第32条第1項に規定する課程をいう。

本設問における「連合大学院」とは、大学院設置基準第7条の2・第8条第4項に

規定する大学院をいう。

ア・イについて、すでに他大学等とプログラムを導入し、基準時点内に募集している場合には、在籍する学生がいない場合であっても該当するものとする。

基準時点： 平成 30 年 9 月 1 日～令和元年 9 月 30 日

根拠資料： 規程、設置認可書類、大学間の協定書、教育課程の内容が分かる資料等

⑫ 他の大学等との協定等に基づく、教職員の人事交流を実施していますか。

- | | |
|---------------------|-----|
| 1 教員及び職員について実施している。 | 5 点 |
| 2 職員についてのみ実施している。 | 3 点 |
| 3 教員についてのみ実施している。 | 2 点 |
| 4 実施していない。 | 0 点 |

要件等： 本設問の「人事交流」とは、一定の期間（一学期以上）、教員（研究員を含む）又は職員の身分で当該大学等の教員（研究員を含む）又は職員を協定先の大学等に送り出す、及び協定先の大学等の教員（研究員を含む）又は職員を当該大学等に教員（研究員を含む）又は職員の身分で迎え入れることを指す。派遣先での発令等を伴わず、単に滞在したものや出張で行き来したもの等は含まない。

他の大学等との間で人事交流の協定等が締結されており、実際に教職員の派遣又は受入が行われていること。なお、当該協定等は、相互に派遣・受入の両方ができる内容であること。ただし、基準時点内の実績としては派遣又は受入のどちらか一方があれば該当する。

本設問の大学等については国内、国外を問わないが、国外の場合は大学に相当する（学位が修得できる）機関であること。

交流中の身分に常勤・非常勤の別は問わない。

一部の学部等・研究科で実施している場合も該当する。

基準時点： 平成 30 年 9 月 1 日～令和元年 9 月 30 日

根拠資料： 大学間の協定書、派遣又は受入の状況のわかるもの等

⑬ 特定の研究課題について、他の大学等との協定等に基づく共同研究を実施していますか。

- | | |
|--------------------|-----|
| 1 5プロジェクト以上実施している。 | 3 点 |
| 2 1～4プロジェクト実施している。 | 1 点 |
| 3 実施していない。 | 0 点 |

要件等： 本設問における共同研究は、1研究課題あたりの基準時点期間内における所要経費が100万円以上のものとする。

組織的な共同研究環境の整備のため、次のアからウのすべてに該当すること。

ア. 共同研究の実施にあたり、学内の委員会等で審査し、決定している。

イ. 共同研究の研究成果を集録した紀要等の作成を義務付けている。

ウ. 他大学等と共同研究の実施に関し、大学等の決定により協定等を締結している。

本設問においては、基準時点内で研究に着手した、あるいは基準時点以前から基準時点にかけて継続して実施していることが確認できれば、該当する。

本設問の大学等については国内、国外を問わないが、国外の場合は大学に相当する（学位が修得できる）機関であること。

基準時点： 平成 30 年 9 月 1 日～令和元年 9 月 30 日

根拠資料： 委員会等議事録、組織規程、紀要、大学間の協定書等

⑭ 平成 30 年度に複数の学部（研究科）又は専攻（学科）が参加する分野横断的な研究を実施しましたか。

- | | | |
|---|------------|-----|
| 1 | 2 件以上実施した。 | 3 点 |
| 2 | 1 件実施した。 | 2 点 |
| 3 | 実施していない。 | 0 点 |

要件等： 異なる学部等（研究科）又は専攻（学科）に所属する複数の教員等が参加する分野横断的な共同研究であること。なお、異なる学部（研究科）又は専攻（学科）には、他大学等の学部等も含むものとするが、その際には、分野横断的な共同研究であることを示せること。

原則として、研究科とその基礎となる学部の複数の教員の参加のみでは該当しない。平成 30 年度に研究を実施しているもの（着手でも可）を対象とし、機関決定のみでは該当しない。

基準時点： 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

根拠資料： 共同研究計画書、協定書、契約書等

⑮ 国際的研究拠点の整備を行っていますか。

- | | | |
|---|---------|-----|
| 1 | 行っている。 | 5 点 |
| 2 | 行っていない。 | 0 点 |

要件等： 当該研究拠点での研究達成目標について一般にわかりやすい形で明確に設定し、公表していること。

当該研究拠点で研究を行う研究者のうち 3 割以上が外国籍の者であること。

当該研究拠点に所属する研究者や研究補助者について、国際公募を実施していること。

当該研究拠点において職務上使用する言語は英語を基本とし、英語による職務遂行が可能なスタッフ機能を整備していること。

当該研究拠点における研究者については、研究成果に関する厳格な評価システムと能力に応じた俸給システム（年俸制等）を整備していること。

当該研究拠点において、世界トップレベルの研究者を集めた国際的な研究集会のを定期的（少なくとも年 1 回）な開催を計画していること。

基準時点： 令和元年 9 月 30 日現在

根拠資料： 規程、発令簿、配置図、研究拠点に関する案内等

3. 研究成果等

⑯ 査読付き学術論文が過去3か年以内に3件以上ある専任教員等の割合は以下のいずれに該当しますか。

1	90%以上	3点
2	70%以上 90%未満	2点
3	50%以上 70%未満	1点
4	50%未満	0点

要件等： 教員数は令和元年5月1日現在に専任教員等として発令されている者とする。
査読付き学術論文については、当該大学等の所属時のものに限らず、他の大学等に所属していた際に発表したものも含む。

基準時点： 教員数：令和元年5月1日現在
学術論文の基準時点：平成28年4月1日～平成31年3月31日

根拠資料： 教員名簿、査読付き論文実績のわかるもの等

⑰ 機関リポジトリを構築したうえで、オープンアクセスポリシーを策定・公表し、教員等の研究成果について公開していますか。

1	オープンアクセスポリシーを策定・公表し、機関リポジトリで研究成果を公開している。	3点
2	上記には該当しないが、機関リポジトリで研究成果を公開している。	2点
3	上記のいずれにも該当しない。	0点

要件等： 「1」の場合は、機関リポジトリにおける公開について規定したオープンアクセスポリシーを定め、ポリシーを公表し、機関リポジトリにおいて研究成果を公開していること。
本設問における「公開」とは、研究の成果としての論文や研究データをインターネット上で広く公開しており、合法的な用途で利用することを障壁なしで許可していること。

基準時点： 令和元年9月30日現在

根拠資料： オープンアクセスポリシー、機関リポジトリ画面の写し等

⑱ 教員等ごとの研究業績等（著書・論文、学会発表等）についてホームページ等で広く公表していますか。

1	半数以上の専任教員等について2か国語以上で公表している。	3点
2	全ての専任教員等について日本語で公表している。	1点
3	上記のいずれにも該当しない。	0点

要件等： 研究業績等の内容については、少なくとも年1回以上の頻度で最新の状況に更新される仕組み（組織的に確認する機会を設けている等）となっていること。

公表する研究業績等の内容等について、教員等に対する入力要領やマニュアル等を整備しており、配付していること。

研究業績等（著書・論文、学会発表等）についての項目が細分化されている場合は、実績がまだないなどの理由により、一部の項目が空欄であっても公表しているものとする。

専任教員等数は今年度の5月1日現在で専任教員等として発令されている者の数とする。

基準時点： 令和元年9月30日現在

根拠資料： 入力要領、マニュアル、ホームページ等

タイプ3「地域社会への貢献」地域連携型（51点満点）

1. 連携体制

① 地域連携推進に関する目標・計画が策定されていますか。

- | | |
|-------------|----|
| 1 策定されている。 | 2点 |
| 2 策定されていない。 | 0点 |

要件等： 地域連携推進に関する目標・計画とは、大学等としての、地域連携における将来目標と具体化のための計画内容が含まれるものであり、体制整備、生涯学習、地域交流、人材育成、共同研究等、地域連携の総合的な推進方策が記載された目標・計画のこと。産学連携のみに特化した目標・計画は含まない。

基準時点： 令和元年9月30日現在

根拠資料： 目標・計画等、議事録等

② 外部との主たる窓口となる全学的な地域連携のためのセンターを設置していますか。

- | | |
|--------------------------|----|
| 1 設置し、専任教員又は専任職員を配置している。 | 2点 |
| 2 上記に該当しない。 | 0点 |

要件等： この設問における「地域連携のためのセンター」とは、地域連携を主たる目的とし、地方自治体、地元産業界等と連携し、産学連携、地域活性化のためのシンクタンク機能、社会人の学び直し、生涯学習講座などの様々な地域連携を総合的に行う組織が該当する（例えば、地域連携センター、地域連携推進室等）。単一の取組のみに特化した組織（生涯学習講座窓口等）は該当しない。規程等から当該部署の主たる目的が地域連携であることが確認できること。

複数のキャンパスに分かれている場合、いずれかのキャンパスにおいて、当該大学等の地域連携にかかる組織があれば該当する。法人に設置している場合であっても、当該大学等の地域連携にかかる組織であれば該当する。

「専任教員又は専任職員」とは、当該大学等の専任教員又は専任職員として発令されている者を指し、「配置」とは、当該部署に勤務を命ずる等の発令があり、他部署との併任も可であるが、その場合は当該部署の業務を主たる業務とすることとする。なお、法人に設置している場合には、学校法人の専任職員として発令されている者も含むが、その場合、当該大学等の地域連携に携わっていることが明らかであること。

地域連携のための委員会等のみ設置している場合は、「2」に該当する。

基準時点： 令和元年9月30日現在

根拠資料： 組織規程、組織図、発令簿、センターの案内等

③ 大学等の地域貢献に係る包括連携協定を締結し、大学等のホームページ等において当該協定について（協定先、締結時期、連携内容）を一覧にして公表している、地方自治体又は地元産業界等の数はいずれに該当しますか。

- | | | |
|---|------------|----|
| 1 | 20件以上 | 2点 |
| 2 | 10件以上20件未満 | 1点 |
| 3 | 10件未満 | 0点 |

要件等： 地方自治体は所在地域を問わない。

本設問における「包括連携協定」とは、協定の名称を問わず、特定の取組に特化したものでなく、地域貢献について地方自治体又は地元産業界等と全般的な連携を図る旨の協定であれば該当する。

本設問においては当該大学等と地方自治体又は地元産業界等の間で、直接的に協定を締結していることとし、当該大学等が加盟しているコンソーシアム、プラットフォーム等が地方自治体と締結しているものは含まない。ただし、複数大学等の代表者の連名で締結している場合は該当するものとする。

地方自治体又は地元産業界等と締結している包括連携協定等について、少なくとも協定先、締結時期、協定記載の連携内容について、大学等のホームページ等において一覧等の形式で掲載していること。新着情報、ニュースのみの記載は不可とする。

基準時点： 令和元年9月30日現在

根拠資料： 協定書、ホームページ等の写し等

④ 昨年度、地方自治体から受けた以下のいずれかの経済的支援はどの程度の規模ですか。

- ア 公有財産（土地又は建物）の廉価（又は無償）使用
- イ 社会人学生に対する支援
- ウ 地方自治体の補助金・助成金等
- エ ア～ウ以外の経済的支援（委託費等）

- | | | |
|---|------------------------------------|----|
| 1 | 交付額・支援相当額が前年度比150%以上又は計500万円以上である。 | 3点 |
| 2 | 交付額・支援相当額が前年度比120%以上又は計200万円以上である。 | 2点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 地方自治体から受ける経済的支援であること。外郭団体等から受けるものは除く。ただし、地方自治体は所在地域を問わない。

アの支援相当額は正規の使用料等の差額等や市場価格との比較等による概算でも構わないが、金額規模について合理的に説明できるものに限る。

ウ又はエは特定の事業に係るものでも構わないが、法令に基づき実施しなければならない事項に係る補助金等（例：結核予防費補助金等）は除く。

基準時点： 平成30年4月1日～平成31年3月31日

根拠資料： 経済的支援を示す契約書、交付決定通知書等

⑤ 地域行政への参画として、地方自治体の審議会等に当該大学等の専任教員又は専任職員が委員等として委嘱されていますか。

- | | |
|-------------|-----|
| 1 委嘱されている。 | 1 点 |
| 2 委嘱されていない。 | 0 点 |

要件等： 地方自治体（国の場合は除く）が設置する審議会、委員会等に大学等の専任教員又は専任職員が委員等として委嘱されていること。

地方自治体の外郭団体等における審議会等は含まない。

地方自治体は所在地域を問わない。

基準時点： 令和元年 9 月 30 日現在

根拠資料： 委嘱状、委員名簿等

2. 連携内容

⑥ 学部等又は研究科の正規の教育課程の編成にあたって、包括協定等を締結している地方自治体又は複数の地元産業界等から意見を聴取する機会を設け、聴取しましたか。

- | | |
|------------------------------------|-----|
| 1 全学部等・研究科の教育課程について聴取した。 | 5 点 |
| 2 一部の学部等・研究科の教育課程について聴取した。 | 3 点 |
| 3 上記には該当しないが、一部のコース等の教育課程について聴取した。 | 1 点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。 | 0 点 |

要件等： この設問における「聴取する機会」とは、過去 2 か年において 1 回以上、組織として正式に対面による場を設けて行うものとし、メール・電話等による場合は該当しない。

選択肢の対象となる正規の教育課程（正課）の全般を対象として意見を聴取するものであること。正課外の内容のみの場合や明らかに一部の科目等のみを対象としている場合（既に定まっている実習等の科目についてその中身や時期等に関する要望等の聴取にとどまるもの等）は該当しない。また、聴取した内容を確認できない場合は「4」とする。

「3」の場合のコース等とは、学部のうちの一部の学科等の課程等とする。

この設問における「複数の地元産業界等」とは、2 つ以上の地元産業界等に該当する法人、あるいは複数の地元産業界等に該当する法人により構成される業界別団体や経済団体等とする。

地方自治体との連携の場合は、包括連携協定等を締結していれば所在地域及び数を問わない。

基準時点： 平成 29 年 4 月 1 日～令和元年 9 月 30 日

根拠資料： 聴取内容、時期が確認できる資料等

- ⑦ 地方自治体又は地元産業界等との連携による地域課題の解決を目的とした研究を実施していますか。
- | | |
|------------|----|
| 1 実施している。 | 3点 |
| 2 実施していない。 | 0点 |

要件等： 「1」の場合は、地方自治体又は地元産業界等と連携し、地域課題解決を目的とした研究であることが契約書等から確認できること。なお、連携先が地方自治体の場合には、所在地域を問わない。

教員個人の研究ではなく、大学等が組織として認めた研究であること。

基準時点内に研究を行っていることがわかること（基準時点内の一部期間でも可）。

基準時点： 平成30年9月1日～令和元年9月30日

根拠資料： 契約書、研究内容・時期が確認できる資料等

- ⑧ 昨年度に卒業した学生のうち企業等へ就職した学生に占める地方企業等へ就職した学生の割合が以下のいずれかに該当しますか。
- | | |
|--|----|
| 1 都市部の大学：30%以上
地方の大学：85%以上
都市部の短期大学及び高等専門学校：20%以上
地方の短期大学及び高等専門学校：95%以上 | 2点 |
| 2 都市部の大学：20%以上30%未満
地方の大学：75%以上85%未満
都市部の短期大学及び高等専門学校：15%以上20%未満
地方の短期大学及び高等専門学校：90%以上95%未満 | 1点 |
| 3 上記以外 | 0点 |

要件等： 都市部は、①首都圏整備法に定める「既成市街地」あるいは「近郊整備地帯」、②近畿圏整備法に定める「既成都市区域」あるいは「近郊整備区域」、③中部圏開発整備法に定める「都市整備区域」のいずれかの地域とし、それ以外を地方とする。地方企業等の判断は学生の勤務地とし、令和元年5月1日現在で勤務地が明らかでない場合には、本社所在地で判断すること。

割合の算出にあつては、昨年度に卒業生のあつた設置学部等ごとに算出したもののうち、最も高い得点になる学部等の割合を用いて判断すること。都市部、地方の区別についても当該学部等の所在地にて判断すること（勤務地が海外の場合は、「企業等へ就職した学生」にのみ含めること）。

なお、都市部、地方の双方に学部等を設置する大学等にあつては、どちらの学部等を選択しても構わない。

この設問における「企業等」とは、会社法第2条第1条で定める「会社」のほか、公務員、自営業、NPO法人、国立大学法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人等も含む。

「就職した学生」とは、平成 30 年度内に卒業した学生のうち、以下の a～c に掲げるいずれかに該当する者をいう。

- a. 雇用の期間の定めがなく正規の職員・従業員として雇用された者。なお、条件付任用期間がある場合は、当該期間終了後に正規の職員・従業員として採用されることが通例である場合は対象とする。
- b. 自営業主（個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者）。
- c. 雇用の期間が 1 年以上で期間の定めがある者であり、かつ 1 週間の所定の労働時間がおおむね 30～40 時間程度の者（医療機関において「研修医」として勤務する者を含む）。

基準時点： 令和元年 5 月 1 日

根拠資料： 学生進路調査等

⑨ 平成 30 年度において当該大学等が実施した公開講座の数は以下のいずれに該当しますか。

- | | | |
|---|--|-----|
| 1 | 40 講座以上又は専任教員数を上回る数の講座を実施した。 | 3 点 |
| 2 | 1 には該当しないが、20 講座以上又は専任教員数の半数を上回る数の講座を実施した。 | 1 点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0 点 |

要件等： この設問における「公開講座」とは、社会一般の教養の啓発を目的として正課の授業とは別に開講されているものであって、資格付与のための講座（当該講座を受講することで一定の資格が付与される講座）ではないものとする（ただし、当該大学等が独自に創設した資格を除く）。

（該当例）実務者に対する専門的知識技術の習得を目的とするもの、一般成人に対する生活上の知識技能の習得を目的とするもの、一般教養の向上を図ることを目的とするもの等

講座数は、開講した講座数を、受講者の募集をした講座ごとに 1 講座として計算すること。（募集したが、受講者が集まらず開講されなかったものは除く）

（該当例）〇〇講座（全 5 回）＝ 1 講座と計算

当該大学等が主催又は共催しているもの。単に講師派遣のみの場合は該当しない。この設問における「専任教員数」については、平成 30 年 5 月 1 日現在で当該大学等の専任教員として発令されている者の数とする。

基準時点： 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

根拠資料： 募集要項、講座の実施が確認できる資料等

- ⑩ 学校教育法第105条及び学校教育法施行規則第164条による履修証明プログラムについて、プログラムの策定にあたり、地方自治体又は地元産業界等から意見を聴取したうえで開講し、基準時点内に社会人受講者に対する履修証明書の交付実績がありますか。
- | | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 10件以上の交付実績がある。 | 3点 |
| 2 | 5件以上10件未満の交付実績がある。 | 2点 |
| 3 | 1件以上5件未満の交付実績がある。 | 1点 |
| 4 | 交付実績はない。 | 0点 |

要件等： 本設問の「社会人」とは、次の①～③のうちいずれかを満たす者とする。

- ①職に就いている者（給料、賃金、その他の経常的な収入を得る仕事に就いている者）
- ②給料、賃金、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者
- ③主婦・主夫

この設問における聴取は、組織として正式に対面による場を設けて行うものとし、メール・電話等による場合は該当しない。また、聴取した内容を確認できること。この設問における地方自治体は所在地域を問わない。

基準時点： 平成30年4月1日～令和元年9月30日

根拠資料： 募集要項、履修証明書、社会人受講者であることがわかるもの（履歴書）等

- ⑪ 厚生労働省より、雇用保険法第60条の2（教育訓練給付金）に規定する教育訓練として指定を受けた講座を有していますか。
- | | | |
|---|---------|----|
| 1 | 有している。 | 2点 |
| 2 | 有していない。 | 0点 |

要件等： 令和元年度に講座を有している場合に限る。開講実績の有無を問わない。

基準時点： 令和元年9月30日現在

根拠資料： 教育訓練講座指定の関連書類、利用案内等

- ⑫ 特定の職業分野等の職に就きながら学修する者を対象としたプログラム等を実施していますか。
- | | | |
|---|----------------------------|----|
| 1 | 正規課程または履修証明プログラムとして実施している。 | 3点 |
| 2 | 公開講座等として実施している。 | 1点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 学部等又は大学院において、特定の職業分野等の職に就きながら学修する人として、対象とする職業の種類等が案内等に明記されていること。例えば、特定の専門職（医師、看護師、弁護士、公認会計士等）を対象とするプログラムや、企業等において特定の業務に携わる者（会計、法務、広報、研究等）や特定業種に携わる者、あるいは、自営業者等を対象として展開するプログラム等。
この設問では、主たる対象者を示して募集を行っているものであれば、実際の受講

者の中に主たる対象者以外の者が含まれていた場合でも該当する。

基準時点： 平成 30 年 9 月 1 日～令和元年 9 月 30 日

根拠資料： 講座案内、主たる対象者や実施内容が確認できる資料等

⑬ 学生の地域ボランティア活動に対する以下の取組を実施していますか。

ア ボランティア活動の単位認定制度

イ ボランティア活動を支援するためのセンター等の設置

- | | | |
|---|--------------|----|
| 1 | 2つ実施している。 | 2点 |
| 2 | 1つ実施している。 | 1点 |
| 3 | いずれも実施していない。 | 0点 |

要件等： アの場合は、ボランティアに関する科目等を設置し、一定期間のボランティア活動実施後レポート等の提出により単位認定されるような仕組みを想定。

イは学生のボランティア活動に関し、情報提供支援や相談サービス、あるいは単位認定に係る手続きなどを行うもの。

基準時点： 令和元年 9 月 30 日現在

根拠資料： 学生への通知文、規程、組織図等

⑭ 学生の地域連携活動や教育実践の場等として、地域住民等向けの各種相談窓口等（子育て相談、心理相談、福祉相談等）を設置していますか。

- | | | |
|---|--------------|----|
| 1 | 設置し、活動実績がある。 | 3点 |
| 2 | 上記に該当しない。 | 0点 |

要件等： 組織等でなく、個人を対象としたものであること。

学生の地域連携活動や教育実践の場等として、当該大学等の学生と教職員が共同で、地域住民等向けに常設又は定期的に開設しているものとし、当該大学等が相談窓口を設置していることを、地域住民等向けに広報していること。明らかに単発での実施の場合や不定期開催のイベント等である場合は含まない。学内設置に限らず、学外に設置している場合でも構わない。

単に公開講座等における質問受付、受講相談等の場合は該当しない。

有償無償は問わない。

基準時点： 令和元年 9 月 30 日現在

根拠資料： 規程、地域住民への案内文等

⑮ 当該地域に係る認知度が海外で高まることを目的とした情報発信を行うため、地方自治体や地元産業界等と情報発信に係る連携及び活動を実施していますか。

- | | | |
|---|----------|----|
| 1 | 実施している。 | 2点 |
| 2 | 実施していない。 | 0点 |

要件等： 地方自治体又は地元産業界等と協定等を締結したうえで、協議を行い、当該地域が行う海外への情報発信に対する協力（通訳ボランティア、外国語によるホームページや観光ガイドの作成支援等）を実施しているものとする。

地方自治体は、①大学等のキャンパスが所在する都道府県内、又は②大学等のキャンパスが所在する市区町村に隣接する市区町村とする。

基準時点： 平成30年9月1日～令和元年9月30日

根拠資料： 協定書、契約書、ホームページ、その他活動内容がわかるもの等

⑯ 社会人教育や地域の教育研究拠点となることを目的としたサテライトキャンパス、又は、社会人教育に特化した別地キャンパスを設置していますか。

- | | |
|------------|----|
| 1 設置している。 | 1点 |
| 2 設置していない。 | 0点 |

要件等： 本設問における「サテライトキャンパス」とは、大学設置基準（昭和31年文部省令28号）第25条第4項に基づき設置されるもので、本校に継続的に通うことが困難な者が教育を受けることができる本校以外のキャンパスを指し、そのサテライトキャンパスにおいて社会人教育を実施している又は地域の教育研究拠点となることを目的としていること。ただし、複数の大学等が共同で設置するものは除く。なお、サテライトキャンパスについて、学内の規程等において明記されているとともに、大学等のホームページ等において当該大学等のサテライトキャンパスであることが広く公表されていること。

本設問における「別地キャンパス」は、学部等教育を行うキャンパスとは別に、社会人教育に特化した大学院等を設置したキャンパスなどがある場合を指す。ただし、学部等教育を行うキャンパスと校地が隣接しているものは除く。

基準時点： 令和元年9月30日現在

根拠資料： 寄附講座等申込書、契約書、ホームページ等の写し等

⑰ 本年度における、地方自治体又は地元産業界等からの寄附講座の設置状況について（講座名及び寄附組織名等）をホームページ等で公表していますか。

- | | |
|-------------------------|----|
| 1 10講座以上設置し、公表している。 | 4点 |
| 2 10講座未満であるが設置し、公表している。 | 2点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 地方自治体は所在地域を問わない。

複数の企業や組織等から寄附を受けて開設している講座の場合は、当該講座に寄附している組織が1つ以上地元産業界等に該当する者であれば該当するものとする。令和元年度に新たに設置されたものに限らず、令和元年度中に設置期間がかかるものを含む。

地方自治体又は地元産業界等からの寄附講座について、大学等のホームページ等において一覧で掲載していること。新着情報、ニュースのみの記載は不可とする。

基準時点： 令和元年度開講講座（公表は令和元 9 月 30 日現在）

根拠資料： 寄附講座等申込書、契約書、ホームページ等の写し等

⑱ 昨年度、地方自治体や地元産業界等からの求めに応じて実施された出張講義（講師派遣を含む）の実績は以下のいずれに該当しますか（ただし、高等学校に対する出張講義は除く）。

- | | | |
|---|-----------------|-----|
| 1 | 20 講義以上 | 3 点 |
| 2 | 10 講義以上 20 講義未満 | 2 点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0 点 |

要件等： 地方自治体は所在地域を問わない。

本設問は、主として地域貢献を目的として、出張講義を対象とするものとし、高等学校に対する出張講義及び主として高校生を対象とする出張講義は除く。

講義の有償無償は問わない。

基準時点： 平成 30 年度実績

根拠資料： 依頼文、出張講義申込書等

⑲ 地域防災に係る人材を育成するため、社会人を対象に地域防災に係る一連の教育プログラムを実施していますか。

- | | | |
|---|----------|-----|
| 1 | 実施している。 | 3 点 |
| 2 | 実施していない。 | 0 点 |

要件等： 一連の教育プログラムとは、複数回（日）の受講を前提とする教育プログラムとする。

地域防災人材を育成するため、地域住民等や、地方自治体の職員、産業界等の防災担当者や医療・福祉等の専門職などに対し、地域の防災に係る教育プログラム（例えば、防災計画の策定、防災組織の活性化、災害対応におけるスキル等に関するプログラムなど）を実施するもの。

地方自治体は所在地域を問わない。

基準時点： 平成 30 年 9 月 1 日～令和元年 9 月 30 日

根拠資料： 実施要領等

⑳ 地方自治体又は地元産業界等と連携して、地域の観光産業を支える人材育成として、観光産業を担う社会人を対象とした一連の教育プログラムを実施していますか。

- | | | |
|---|----------|-----|
| 1 | 実施している。 | 2 点 |
| 2 | 実施していない。 | 0 点 |

要件等： 一連の教育プログラムとは、複数回（日）の受講を前提とする教育プログラムとする。

地方自治体又は地元産業界等と連携して実施するプログラムであること。

宿泊業をはじめとした地域の観光産業を担う中核人材を育成するために、社会人の

学び直しのための教育プログラムを構築し、実施していること。
地方自治体は所在地を問わない。

基準時点： 平成 30 年 9 月 1 日～令和元年 9 月 30 日

根拠資料： 契約書、協定書、実施要領等

⑳ 地方自治体及び産業界等と連携し、リスクマネジメント体制を構築していますか。

- | | |
|------------|-----|
| 1 構築している。 | 3 点 |
| 2 構築していない。 | 0 点 |

要件等： リスクマネジメント体制の構築とは、大学等の所在地における様々なリスク（例えば、災害、事件・事故、大学等の経営破たん等）に対し、当該大学等、地方自治体及び産業界等との間で、リスク発生時のマニュアルの策定、リスクを定期的に評価し対応が十分かを点検する体制などが整備できていることとする。

基準時点： 平成 30 年 9 月 1 日～令和元年 9 月 30 日

根拠資料： 協定書、覚書、マニュアル、規程、議事録等

タイプ4「社会実装の推進」 (57点満点)

基礎要件

タイプ4については、客観的・定量的指標を含む産学連携に関する目標・計画が策定されていることが、申請するための要件となる。

客観的・定量的指標を含む大学等の産学連携に関する目標・計画が策定されている。

要件等： 「産学連携に関する目標・計画」とは、産学連携の将来目標とその具体化のための計画内容が含まれるものであり、体制整備、知財管理、共同研究、人材育成等、産学連携の総合的な推進方策が記載された目標・計画を指す。IR等を活用した客観的・定量的情報に基づく定量的指標を含むこと（例えば、共同研究数、ライセンス数、学術分野別論文数等）。

基準時点： 令和元年9月30日現在

根拠資料： 目標・計画、議事録等

評価項目

1. 本部機能の強化

① 産学連携のための部署（委員会等）を設置し、専任教員等又は専任職員を配置していますか。

- | | |
|---------------------------------------|-----|
| 1 部署を設置するとともに、リサーチアドミニストレーター等を配置している。 | 4点 |
| 2 部署を設置するとともに、専任教員等又は専任職員を配置している。 | 2点 |
| 3 部署を設置しているが、専任教員等又は専任職員は配置していない。 | 0点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。 | -2点 |

要件等： 「産学連携のための部署」とは、産学連携（産学官連携の場合も含む）を主たる目的とし、産業界等との連携（知的財産管理等の産学連携関連業務も含む）を行う組織とする。（該当例）産学連携センター、産学連携推進室
法人部門に設置している場合であっても、大学等の産学連携にかかる部署であれば該当する。

「リサーチアドミニストレーター等」とは、リサーチアドミニストレーター、産学連携コーディネーター等の職種（職名）で雇用され、かつ、産学連携の取組において、研究活動の企画・マネジメントや研究成果の活用促進などを専門的に行うものとして、その職務が定められている専任教員等又は専任職員とする。ただし、特別の資格を有している必要はない。

「専任教員等又は専任職員」とは、当該大学等の専任教員等又は専任職員として発令されている者を指し、「配置」とは、当該部署に勤務を命ずる等の発令があり、

他部署との併任も可であるが、その場合は当該部署の業務を主たる業務とすることとする。なお、法人部門に設置している場合には、学校法人の専任職員として発令されている者も含むが、その場合、当該大学等の産学連携に携わっていることが明らかであること。

産学連携のための委員会等を設置しているのみの大学等については、「3」に該当する。

基準時点： 令和元年9月30日現在

根拠資料： 組織規程、人員配置表、雇用契約書、リサーチアドミニストレーター等に関する規程等

② 産学連携に関して学長を総括的に補佐する副学長を配置していますか。

- | | |
|------------|----|
| 1 配置している。 | 2点 |
| 2 配置していない。 | 0点 |

要件等： 「総括的に補佐する副学長」とは、全学的な産学連携戦略の立案、産学連携に係る研究の受入等の可否を全学的な視点から決定するなど、部局横断的に産学連携に関する実質的な責任・権限を有し、学長と統括的に補佐する役割を担う副学長を指す。規程等において産学連携に係る職務が定められていること。

本設問においては、原則として、学校教育法第92条第4項に定める副学長とする。予算、人事、組織改編の調整権を持ち、学長を統括的に補佐する役割を担う者であること。

基準時点： 令和元年9月30日現在

根拠資料： 組織規程、発令簿等

③ 産学連携を知財管理や法律など専門的側面からサポートする有資格者を産学連携部署に配置していますか。

- | | |
|------------|----|
| 1 配置している。 | 2点 |
| 2 配置していない。 | 0点 |

要件等： 産学連携活動を知財管理や法律など専門的側面からサポートするため、弁護士、弁理士、税理士、公認会計士等の専門的な国家資格を持つ者を、産学連携に係る部署に配置している場合とする。

常勤、非常勤の別は問わないが、教員又は職員としての発令及び当該部署に勤務を命ずる等の発令等があるものとし、単に業務委託を行っている場合や顧問契約を締結しているのみでは該当しない。

基準時点： 令和元年9月30日現在

根拠資料： 組織図、発令簿等

2. 資金の好循環関連

④ 産業界等との共同研究又は受託研究の費用を算出するにあたって、積算による費用の算定方式等を導入していますか。

- | | |
|--|----|
| 1 積算による費用の算定方式を導入している。 | 3点 |
| 2 積算による費用の算定方式は導入していないが、一定割合の間接経費を定めている。 | 1点 |
| 3 積算による費用の算定方式を導入しておらず、一定割合の間接経費も定めていない。 | 0点 |

要件等： 「積算による費用の算定方式」とは、共同研究又は受託研究の実施にかかるコストについて、明確な根拠や考え方を示すことができる透明性の高い選定方式（定率方式（過去の実績等における直接経費に対する間接経費の割合をもとに間接経費率を算出する方式）、アワーレート方式、共通単価設定方式等）により算出する方式。

「一定割合の間接経費」とは、過去の実績等における直接経費に対する間接経費の割合をもとに間接経費率を算出せず、一律の間接経費率を定めているもの。

基準時点： 令和元年9月30日現在

根拠資料： 費用の積算根拠がわかる資料、規程等

⑤ 昨年度の産業界等との共同研究の実施状況について。

- | | |
|----------------------------------|----|
| 1 1件当たりの受入金額1,000万円以上の実績が3件以上ある。 | 5点 |
| 2 1件当たりの受入金額500万円以上の実績が3件以上ある。 | 3点 |
| 3 1件当たりの受入金額100万円以上の実績が3件以上ある。 | 1点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： この設問における「共同研究」とは、産業界等の研究者と大学等の教員が共通の課題について対等の立場で研究することをいう。

共同研究の実施にあたり、大学等と産業界等との間で、協定・契約等に基づいて行われていること。

なお、設問⑥「受託研究」との件数の重複は不可とする。

共同研究の「受入金額」については、契約書等に記載の金額のうち平成30年度決算に帰属する収入額（未収金を含む）とすること。

基準時点： 平成30年4月1日～平成31年3月31日

根拠資料： 協定書、契約書、決算書等

⑥ 昨年度の産業界等からの受託研究の実施状況について。

- | | |
|----------------------------------|----|
| 1 1件当たりの受入金額1,000万円以上の実績が3件以上ある。 | 5点 |
| 2 1件当たりの受入金額500万円以上の実績が3件以上ある。 | 3点 |
| 3 1件当たりの受入金額100万円以上の実績が3件以上ある。 | 1点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： この設問における「受託研究」とは、産業界等からの委託を受けて大学等の教員が本務の一環として研究を行うことをいう。

受託研究の実施にあたり、大学等と産業界等との間で、協定・契約等に基づいて行われていること。

なお、設問⑤「共同研究」との件数の重複は不可とする。

受託研究の「受入金額」については、契約書等に記載の金額のうち平成30年度決算に帰属する収入額（未収金を含む）とすること。

基準時点： 平成30年4月1日～平成31年3月31日

根拠資料： 協定書、契約書、決算書等

⑦ 昨年度の産業界等からの研究資金等の受入金額は、教育研究経費に対し、どの程度の規模ですか。

- | | | |
|---|----------------|----|
| 1 | 5%以上 | 5点 |
| 2 | 1%以上 | 3点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 当該設問における研究資金等とは、産業界等からの共同研究、受託研究、治験等、特許権などの知的財産権等収入額の平成30年度決算に帰属する収入額（未収金を含む）の総額とする。

基準時点： 平成30年4月1日～平成31年3月31日

根拠資料： 協定書、契約書、決算書等

⑧ 昨年度の産業界等からの寄付金の受入金額は、教育研究経費に対し、どの程度の規模ですか。

- | | | |
|---|----------------|----|
| 1 | 5%以上 | 3点 |
| 2 | 3%以上 | 2点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 当該設問における寄付金の受入金額とは、平成30年度決算に帰属する産業界等からの寄付金収入額の総額とする。この場合の寄付は、用途を限定しないもの等も含む。

基準時点： 平成30年4月1日～平成31年3月31日

根拠資料： 協定書、契約書、決算書等

⑨ 平成30年度の知的財産権等収入はいずれに該当しますか。

- | | | |
|---|-------------------|----|
| 1 | 100万円以上である。 | 3点 |
| 2 | 10万円以上100万円未満である。 | 2点 |
| 3 | 10万円未満である。 | 0点 |

要件等： 本件における「知的財産権等収入」は、特許権実施等収入額に加え、実用新案権、

意匠権、商標権、著作権、その他知的財産権（育成者権、回路配置利用権等）、マテリアル提供、ノウハウ等に関する契約等による収入額をいう。

「特許権実施等収入額」とは、実施許諾又は譲渡した特許権（「特許を受ける権利」の段階のものも含む）の収入額を指す。

基準時点： 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

根拠資料： 協定書、契約書、決算書等

3. 知の好循環関連

⑩ 大学等の保有する知的資産や研究状況等から創出が予想される発明等について具体的な件数見込を含む計画があり、当該発明等において必要な予算額をあらかじめ試算を行い、予算計上していますか。

- | | |
|--------------|-----|
| 1 予算計上している。 | 3 点 |
| 2 予算計上していない。 | 0 点 |

要件等： 「予算計上」とは、令和元年度予算（補正予算含む）において設けていること。

基準時点： 令和元年 9 月 30 日現在

根拠資料： 計画、予算書、予算の積算根拠が分かる資料（試算結果等）、規程等

⑪ 大学等で生み出した様々な知的財産・技術の実用化、事業化を目指して、以下の取組を実施していますか。

ア 産学連携や技術移転の専門機関（TLO又は研究開発法人）と連携している。

イ 関係機関等とのネットワーク作り、成果のフィードバック、産学連携の評価等のサイクルを構造化しており、継続的に協議を実施している。

ウ 産業界等と知的財産・技術の実用化、事業化に係る協定等を締結している。

エ 大学等で生まれた研究成果に基づく、PCT国際特許出願をしている。

- | | |
|-------------|-----|
| 1 3つ実施している。 | 4 点 |
| 2 2つ実施している。 | 2 点 |
| 3 1つ実施している。 | 1 点 |
| 4 実施していない。 | 0 点 |

要件等： アにおける「研究開発法人」とは、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」の別表に規定する法人をいう。

イにおける「構造化」とは、課題の把握、目標設定、関係機関等との協議、産学連携の取組の実施、取組の評価、更なる協議の継続等のように、産学連携に向けた一連の取組が、関係機関の間で合意されていることを指す。

イにおける「継続的」とは、年1回以上の協議が3年間以上実施されている状態をいう。

イにおける「協議」とは、組織として正式に対面による場を設けて行うものとし、

メール・電話等は該当しない。

エにおける「PCT国際特許出願」とは、特許協力条約（PCT：Patent Cooperation Treaty）に基づく国際出願を指す。基準時点内に出願を行っていること。

基準時点：平成30年9月1日～令和元年9月30日

根拠資料：アからウについて実施した内容が確認できる資料等

⑫ 産学連携に係るリスクマネジメント（利益相反、技術流出防止、職務発明、契約マネジメント等）に係る研修会・セミナー等の実施及び委員会の設置をしていますか。

- | | | |
|---|-------------------------------------|-----|
| 1 | リスクマネジメントに係る研修会・セミナーの実施及び委員会を設けている。 | 2点 |
| 2 | リスクマネジメントに係る研修会・セミナーの実施又は委員会を設けている。 | 0点 |
| 3 | 設置していない。 | -2点 |

要件等：この設問における「産学連携に係るリスクマネジメント」とは、利益相反マネジメント、技術流出防止マネジメント、職務発明等のマネジメント、契約マネジメント等を指す。

基準時点：平成30年9月1日～令和元年9月30日

根拠資料：研修会・セミナー等の実施が確認できる資料、組織図、規程等

⑬ 特許権実施等件数について以下のいずれに該当しますか。

- | | | |
|---|------------------------------------|----|
| 1 | 平成30年度中に5件以上あり、平成29年度と比較して件数が増加した。 | 3点 |
| 2 | 1には該当しないが、平成30年度中に5件以上ある。 | 2点 |
| 3 | 平成30年度中は5件未満である。 | 0点 |

要件等：「特許権実施等件数」とは、実施許諾又は譲渡した特許権（「特許を受ける権利」の段階のものも含む。）の数を指す。

基準時点：平成30年4月1日～平成31年3月31日

根拠資料：特許権実施等件数がわかるもの等

4. 人材の好循環関連

⑭ 人材の流動化に向けて、クロスアポイントメント制度に関する規程の整備、産業界等との間で研究者の人事交流（派遣又は受入れ）を実施していますか。

- | | | |
|---|---|----|
| 1 | クロスアポイントメント制度に関する規程を整備したうえで、産業界等との間でのクロスアポイントメントの実績が3件以上ある。 | 5点 |
| 2 | クロスアポイントメント制度に関する規程を整備したうえで、産業界等との間でのクロスアポイントメントの実績が1件以上ある。 | 3点 |
| 3 | クロスアポイントメント制度に関する規程を整備したうえで、産業界等との間で教員又は研究者の人事交流（派遣又は受入れ）を実施している。 | 1点 |
| 4 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 「人事交流」とは、一定の期間、研究員等の身分で当該大学等の教員又は研究者を協定先の産業界等に送り出す、及び協定先の産業界等の研究員を当該大学等の研究者等の身分で迎え入れることを指す。人事上の発令等を伴わないものは含まれない。交流中の身分は常勤・非常勤を問わない。

基準時点： 平成30年9月1日～令和元年9月30日

根拠資料： 規程、協定書、契約書、発令簿等

⑮ 大学等発のベンチャー支援体制があり、存続しているベンチャー企業がありますか。

- | | | |
|---|------------------------------------|----|
| 1 | ベンチャー支援体制があり、かつ、存続しているベンチャー企業がある。 | 3点 |
| 2 | ベンチャー支援体制はあるが、基準時点において存続している企業はない。 | 2点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 「大学等発のベンチャー企業」とは、大学等における教育研究に基づく技術やビジネス手法をもとにして新たに設立した企業であり、以下のア～オの5つの区分のうち1つ以上に該当するものを指す。なお、国内に設立されたもののみを対象とし、NPO法人は除く。

(ア) 大学等の教職員・研究職員・ポスドク（教職員等）、学生・院生（学生等）を発明人とする特許をもとに起業（特許による技術移転）

(イ) ア以外の大学等で達成された研究成果または習得した技術に基づいて起業（特許以外による技術移転（または研究成果活用））

(ウ) 大学等の教職員等、学生等がベンチャーの設立者となったり、その設立に深く関与したりするなどした起業（人材移転）。現職の教職員、学生等が関与したものに加え、教職員等、学生等が退職、卒業した場合については、当該ベンチャー設立まで他の職に就かなかつた場合または退職や卒業等から起業までの期間が1年以内の事例に限る。

(エ) 大学等、TLOやこれらに関連のあるベンチャーキャピタルがベンチャーの設立に際して出資をした場合（出資）

(オ) 上記ア～エのほか、大学等が組織的に関係している場合など（その他関係）ベンチャー支援体制とは、相談窓口や、設立ポリシー・推進計画、インキュベーション施設、支援ファンド等とする。

基準時点： 令和元年9月30日現在

根拠資料： 大学等発のベンチャー企業が設立されたことがわかる資料、ベンチャー支援体制がわかる資料等

⑩ 専任教職員について、特許取得や産業界等の課題解決等の産学連携の取組を奨励し、積極的に評価する仕組み（人事評価上の配慮等や研究資金や資源の配分などへの反映等）を設けていますか。

- | | |
|-----------|----|
| 1 設けている。 | 2点 |
| 2 設けていない。 | 0点 |

要件等： 産学連携活動を積極的に評価する仕組みとして設けられていること。

基準時点： 平成30年9月1日～令和元年9月30日

根拠資料： 規程等

⑪ 様々な分野の専門家が関与し、学生のアイデアを産業界等が実用化することや、アイデアを実現するためのベンチャー企業を設立するなど、産学協同により大学等における学びを社会実装することを志向した教育プログラム又は授業科目を開講していますか。

- | | |
|------------|----|
| 1 開講している。 | 3点 |
| 2 開講していない。 | 0点 |

要件等： 本設問における「様々な分野の専門家」とは、産業界等に所属する者であって、特定の分野において高度な知識を実践的に活用して活躍している人材を指す。ただし、当該大学等において専任教員等として発令されている者は除く（非常勤教員の場合は可とする）。

「関与」とは、当該専門家が学生に直接指導を行う場合のほか、ファシリテータとして教員や専門家、学生との間のコミュニケーションを円滑にし、教育効果を最大化するために工夫を行う役割を担っている場合等とする。

令和元（平成31）年度に使用するシラバス等から、様々な専門家の関与や産学協働により大学等における学びを社会実装することを志向した授業であることが読み取れること。

学部等の令和元年度授業科目（卒業単位に含まれる正課の授業科目）として開講しているものとする。

本設問における「開講」は、シラバス等に記載があり、かつ、当該年度に行うことを前提として、学生の履修登録の対象となる科目とする。そのため、シラバス等で隔年開講や当年度休講と記載があり、当該年度に履修登録を行わないものは含まない。また、募集停止学部等において設定しているものについても対象から除くこと。ただし、履修登録の結果、履修者がおらず、授業を行わなかったものは含める

ものとする。

基準時点： 令和元年度開講科目

根拠資料： シラバス、協定書、契約書、委嘱状等

【選定時に加点】（調査票の提出不要）

⑩ 内閣官房及び内閣府の令和元年度「地方大学・地域産業創生事業」に選定されている場合

3点

根拠資料： 令和元年度「地方大学・地域産業創生事業」の選定通知書等